


<p>○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定</p> <p>【告示】</p> <p>○ 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格の審査の実施</p> <p>【公告】</p>	目次	<h1>岡山県公報</h1>
防災砂防課 用度課	担当課（室）	発行 岡山県
	目次	
	担当課（室）	

◎岡山県告示第三百五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

幸島地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県岡山市東区水門町	六〇四番一	一号
〃	六〇四番一地先道路敷	二号
〃	七三一番	三号
〃	七四九番一	四号
〃	七一五番	五号
〃	七五六番	六号（筆界未定）
〃	七五八番	
〃	七五九番	
〃	七六四番	
〃	七六五番	
〃	七六六番一	七号
〃	五九五番一四	八号
〃	五九五番一	九号
〃	五九八番三	十号
〃	五九九番	十一号
〃	六〇一番一	十二号

〔二五四〕岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号）第一条に規定する入札参加資格の審査を次のとおり実施する。

令和八年六月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 入札参加資格の審査を行う契約

1 別表第一の種別分類の欄に掲げる種別に係る物品の売買、修理等（以下「物品の売買、修理等」という。）の契約

2 別表第二の業務種目の欄に掲げる役務の提供の契約

二 審査事項

1 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

2 直前決算における自己資本額

3 直前決算における流動比率

4 申請時における従業員数

5 申請時までの営業年数

6 環境基準等に関する事項

7 障害者雇用に関する事項

8 男女共同参画に関する事項

9 事業者認定等に関する事項（別表第二の業務種目の欄に掲げる役務のうち大分類

8 情報通信サービスに係る業務（以下「情報通信サービス業務」という。）に限る。）

10 情報処理技術者数（情報通信サービス業務に限る。）

11 直前決算における機械設備等の価額（物品の売買、修理等に係る業務に限る。）

三 入札参加資格の審査を受けることができない者

次に掲げる者は、入札参加資格の審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者が知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号に掲げる者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去三年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 入札参加資格の審査の申請手続

1 添付書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

- (2) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）
 - (3) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書
 - (4) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
 - (5) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）
 - (6) 印鑑登録証明書
 - (7) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）
 - (8) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
 - (9) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
 - (10) その他知事が必要と認める書類
- 2 申請期間
令和八年七月二十一日から同年九月三十日までとする。ただし、九月一日から九月三十日までの間は不備があつた場合の再提出のみを受け付けるものとする。
 - 3 申請先
岡山県出納局用度課管理班
 - 4 申請方法
（1）電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うものとする。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
（2）（1）の規定により行われた申請は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岡山県規則第十八号）の規定を準用する。
- 五 入札参加資格の審査の結果の通知
申請者に文書で通知する。
 - 六 入札参加資格の有効期間
令和八年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで
 - 七 問い合わせ先
- 1 別表第二の業務種目の欄に掲げる役務のうち大分類1建物等の保守管理、大分類2廃棄物の処理及び大分類3警備に係る業務
岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課庁舎管理班（直通電話（〇八六）二二六―七二三四）
 - 2 情報通信サービス業務
岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班（直通電話（〇八六）二二六―七二六四）

- 3 物品の売買、修理等及び別表第二の業務種目の欄に掲げる役務のうち1及び2に掲げるもの以外のものに係る業務
- 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（直通電話（〇八六）二二六―七五三八）

令和8年6月16日 岡山県公報 第12811号

別表第一

7 工 事 用 材 料				6 機 械 器 具 類								5 燃 料 ・ 油 脂 類				4 印 刷 類								3 薬 品 類					2 木 工 ・ 家 具 類		1 文 具 ・ 事 務 用 機 器					番号	大 分 類	種 別
4	3	2	1	8	7	6	5	4	3	2	1	4	3	2	1	7	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	2	1	5	4	3	2	1	番号		
4 その他	3 砂利等	2 セメント等	1 鋼材	8 その他	7 厨房機器	6 計測機器	5 精密機器	4 医療機器	3 工事業業機器	2 電気通信機器	1 理化学機器	4 諸油	3 プロパン	2 石炭・木炭	1 石油	7 その他	6 写真	5 製本	4 活版	3 電子印刷	2 オフセット	1 謄写	6 衛生材料	5 環境衛生薬品	4 化学工業薬品	3 農業薬品	2 動物薬品	1 人体薬品	2 室内装飾	1 家具類	5 紙	4 印章	3 机・イス	2 事務用機器	1 文具			
出納局用度課																																				担当課		

10 払 下 げ 品 類													9 そ の 他										8 車 両 ・ 船 舶 類			番号	大 分 類	種 別
5	4	3	2	1	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	3	2	1	番号	種 別	小 分 類					
5 生産品買受	4 古物買受	3 紙製品買受	2 自動車買受	1 金属買受	13 その他	12 レンタル・リース類	11 記念品・標識	10 動物	9 種苗・花木	8 食料品	7 皮革・合成樹脂	6 繊維	5 金物・荒物・雑貨	4 運動・楽器	3 書籍	2 装飾品	1 百貨	3 その他	2 船舶	1 車両								
出納局用度課																					担当課							

令和8年6月16日 岡山県公報 第12811号

別表第二

業 務 種 目		大分類	小分類	担 当 課
		1 建築物等の保守管理	番号	総務部財産活用課
4	調査研究(情報通信サービスを除く。)	1	建築物清掃	総務部財産活用課
5	その他	2	有線通信設備保守	
4	検査	3	放送・時計設備等保守	
3	環境測定	4	無線通信設備保守	
2	調査研究(自然科学分野)	5	建築物飲料水貯水槽等清掃	
1	調査研究(社会経済分野)	6	浄化槽の保守・清掃	
3	その他	7	排水槽の清掃	
2	施設警備	8	建築物ねずみ昆虫等防除	
1	機械警備	9	電気・機械設備等の運転・監視	
8	その他	10	中央監視設備等保守	
7	廃棄物再生事業	11	電気設備等保守	
6	特別管理廃棄物(処分)	12	給排水・換気設備等保守	
5	特別管理廃棄物(収集運搬)	13	冷暖房設備等保守	
4	産業廃棄物(処分)	14	ボイラーの運転・清掃・保守	
3	産業廃棄物(収集運搬)	15	危険物施設保守	
2	一般廃棄物(処分)	16	消防設備保守	
1	一般廃棄物(収集運搬)	17	昇降機等保守	
21	その他	18	庭木芝生管理(剪定・殺虫消毒)	
20	施設の管理・運営	19	建築物等の定期点検	
19	建築物等の定期点検	20	施設の管理・運営	
18	庭木芝生管理(剪定・殺虫消毒)	21	その他	

業 務 種 目		大分類	小分類	担 当 課
		5 企画製作(情報通信サービスを除く。)	番号	出納局用度課
7	機械設備等の保守点検(情報通信サービスを除く。)	1	物品	総務部デジタル推進課
6	運送保管	2	看板	
5	情報通信サービス	3	写真・製図	
4	その他(情報通信サービスを除く。)	4	映画・ビデオ	
3	情報通信サービス	5	広告・広報	
2	情報通信サービス	6	イベント企画運営	
1	健康診断	7	デザイン企画	
9	その他	8	その他	
8	情報通信サービスに関する調査(通信に関するものは、システムを利用するものに限る。)	1	旅客運送	
7	通信サービス	2	貨物運送	
6	情報セキュリティサービス	3	梱包・発送	
5	情報セキュリティサービス	4	保管	
4	ASP(アプリケーションサービスプロバイダー)	5	その他	
3	システム等管理運営	6	計測機器	
2	システム等開発・改良	7	分析機器	
1	システム等管理運営	8	その他	
9	その他	9	その他	
8	情報通信サービスに関する調査(通信に関するものは、システムを利用するものに限る。)	10	森林管理	
7	通信サービス	9	公園・河川の管理	
6	情報セキュリティサービス	8	クリーニング	
5	情報セキュリティサービス	7	損害保険	
4	情報セキュリティサービス	6	筆耕・翻訳	
3	情報セキュリティサービス	5	研修業務	
2	情報セキュリティサービス	4	人材派遣サービス	
1	健康診断	3	給食業務	
9	その他	2	健康診断	